

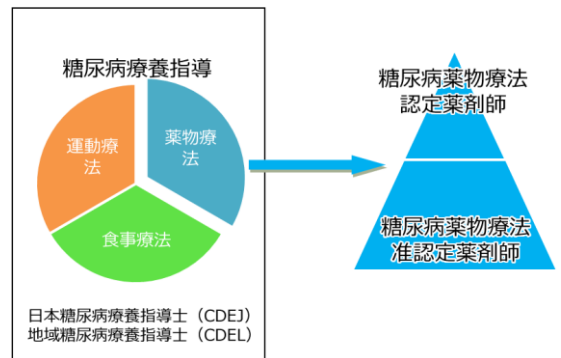
糖尿病薬物療法認定薬剤師制度について

認定制度設立の趣旨

この認定薬剤師制度は、広範にわたる糖尿病の知識と洗練された技能を備えた薬剤師を社会に輩出すること、薬の専門家として質の高い医療・教育・研究を行いながら、高度化する医療の中で良質かつ安全な薬物療法の確立を図ること、さらに基礎薬学・医療薬学の普及向上を図ることを目的としています。

認定薬剤師 Certified Diabetes Medication Therapy Pharmacist : **DMTPh** の概要

本学会の認定薬剤師制度は、糖尿病療養指導（食事療法、運動療法、薬物療法など）全般についての知識及び技能を有する医療従事者を認定する日本糖尿病療養指導士（CDEJ）及び地域糖尿病療養指導士（CDEL）とは画して、糖尿病療養指導の中で「薬物療法」に関する十分な知識及び技能を有する薬剤師を養成することを目的としています。



本学会では、以下の2つの認定を行います。

糖尿病薬物療法准認定薬剤師

糖尿病薬物療法に関する自己研鑽を積んだ薬剤師をいい、認定に必要な資格を有し、指定研修会を受講し、本学会の准認定薬剤師認定審査に合格したものとします。

糖尿病薬物療法認定薬剤師

糖尿病の薬物療法に関する十分な知識・技能を用いて、質の高い医療・教育・研究を行うものをいい、認定に必要な資格を有し、指定研修会を受講し、本学会の認定薬剤師認定試験に合格したものとします。認定薬剤師は、准認定薬剤師として2年以上継続した上で受験することが可能となります。

認定薬剤師制度の規定・細則については学会ホームページをご参照ください。

